

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
情-I-050	シナリオ構築支援ツールの改修	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月13日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年10月14日(火)（10:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年9月18日（木）14:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件（仕様書2.6 a)～d)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.5 a)1)～3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年9月18日（木）14:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については令和7年10月9日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

適合条件

本役務においては、以下の条件をすべて満たす者と契約を締結するものとする。

1 条件

1. 1 過去の納入実績

今年度より過去10年間に防衛省が発注した業務において、シミュレーション結果を可視化すること目的とした、戦域レベルでの彼我の部隊及び弾道ミサイル等の飛行体の出現、交戦、撃破等の行動を時系列で3次元表示にて可視化するためのソフトウェア又はツール等の納入実績があること。

1. 2 使用するソフトウェアについて

現在、可視化にあたり、米国Cesium社が提供する3D地理空間可視化プラットフォームであるCesiumを活用しているため、Cesiumを取り扱える能力を有すること。

1. 3 具備すべき能力

大気圏内外における飛行について、機動計算の実績を有する等、飛行特性に関する知見を有すること。

1. 4 実施体制

本役務の履行に必要なソフトウェア開発に関する専門知識を有する人員等の確保がなされていること。

2 提出書類

適合条件に合致することを示すための提出書類の形式等については以下のとおりとする。

2. 1 書類の形式等

形式は任意とする。記載内容は、会社名及び社印の押印、条件に合致することを示すため、以下のことを記載するものとする。

a) 過去の納入実績

防衛省との契約番号及び契約件名並びに契約年月日

b) 使用するソフトウェアについて

Cesiumを扱った実績がわかる資料。

c) 具備すべき能力

大気圏内外における飛行について、機動計算の実績を有する等、飛行特性に関する知見を有することが判る資料。

d) 実施体制

本役務の履行に必要なソフトウェア開発に関する専門知識を有する人員等の確保がなされていることが判る会社内の実施体制等を示す資料。

2. 2 提出部数

各1部

2. 3 提出期限

令和7年9月18日（木）14：00まで

2. 4 虚偽がないものとする。
2. 5 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。
2. 6 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日の17時15分までとする。

仕様書		
シナリオ構築支援ツールの改修	作成年月日	令和7年 8月18日
	作成課	整備計画局防衛計画課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、整備計画局防衛計画課が行う「シナリオ構築支援ツールの改修」（以下「本役務」という。）の調達について規定する。

1.2 用語の定義

a) アセット

陸上、海上及び航空部隊並びにそれらを構成する各種装備品（車両、艦艇、航空機、ミサイル、レーダーサイト等）と、駐屯地、海上／航空基地、公共インフラ等をいう。

b) フェーズ

ユーザーが指定する期間であり、アセットの動作が設定されるもの。

c) シナリオ

事態における彼我の行動を定めるものであり、1つ以上のフェーズを組み合わせたものをいう。

d) シナリオ構築支援ツール

防衛力整備の策定のための各種シナリオを効率的に検討するため、シナリオを地図等において視覚化するためのツールをいう。

e) HGV

Hypersonic Glide Vehicleの略であり、弾道ミサイル同様ロケットブースターで打ち上げ、大気圏再突入後は極超音速（マッハ5以上）で滑空飛翔し目標を攻撃する兵器を示す。

f) RCS

Radar Cross Sectionの略であり、レーダー有効反射面積を示す。

g) SAM

Surface to Air Missileの略であり、地对空誘導弾を示す。

h) 作戦フロー

作戦の場面毎に、場面名称、関連する部隊名称及び出力項目名等の情報を1つの枠にまとめて表記し、前後の場面間の遷移について、場面間で継承される項目とともに関連付けしたブロック図をいう。

i) ズームレベル

タイル状に分割した地図画像の大きさを256×256ピクセル、レベル0を全世界地図の1枚のタイルと決め、レベルが1つ上がるごとに2分割したタイルで表現する地図画像の管理方法のこと。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 著作権法
- b) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁(事)第3号（31.1.9））
- c) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号（31.1.9））
- d) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号（令和4年3月31日））（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- e) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーンリスクへの対応について（通知）（装管調第807号（令和3年1月21日））
- f) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーンリスクへの対応に関する事務処理要領について（装管調第808号（令和3年1月21日））

2 本役務に関する要求

2.1 役務の概要

本役務は、防衛力整備のためのシミュレーション結果の分析等におけるシナリオの視覚化の更なる効率化のため、シナリオ構築支援ツールを改修するものである。

2.2 役務期間

契約日から令和8年(2026)年3月13日(金)までの期間とする。

2.2.1 事業者の要件

a) 過去の納入実績

今年度より過去10年間に防衛省が発注した業務において、シミュレーション結果を可視化すること目的とした、戦域レベルでの彼我の部隊及び弾道ミサイル等の飛翔体の出現、交戦、撃破等の行動を時系列で3次元表示にて可視化するためのソフトウェア又はツール等の納入実績があること。

b) 使用するソフトウェアについて

現在、可視化にあたり、米国Cesium社が提供する3D地理空間可視化プラットフォームであるCesiumを活用しているため、Cesiumを取り扱える能力を有すること。

c) 具備すべき能力

大気圏内外における飛翔について、機動計算の実績を有する等、飛翔特性に関する知見を有すること。

d) 実施体制

本役務の履行に必要なソフトウェア開発に関する専門知識を有する人員等の確保がなされていること。

2.3 役務の実施内容

役務の実施内容は次による。

2.3.1 要求分析

「2.4 要求事項」に示す事項を実現できるよう、契約相手方は、官にヒアリングを実施し、プログラムの要求分析を行い、官の要求事項を明確化する。

2.3.2 プログラム基本設計

要求分析を踏まえ、プログラムの基本設計を行い、基本設計書を作成する。

2.3.3 プログラム実装

要求分析を踏まえ、プログラム基本設計に基づき、プログラムを実装するとともに、操作手順書を作成する。

2.3.4 プログラム確認試験

実装したプログラムが、「2.4 要求事項」に示す事項を実現し、正常に動作することを確認する。

2.4 要求事項

2.4.1 ファイル入出力機能に関する改修

以下の改修を実施すること。

- a) シナリオファイル間で任意のフェーズをインポート・エクスポート可能とする。
- b) 任意のフェーズのインポートは、フォルダ内の全てのシナリオファイルの全てのフェーズを一覧で表示し、任意のフェーズの選択を可能とする。
- c) フェーズに概要説明の入力・表示欄を追加し、検索を可能とする。

2.4.2 フェーズ設定機能に関する改修

以下の改修を実施すること。

- a) シナリオ全体のフェーズの開始・終了時刻、及びフェーズ毎のアセット・図形の出現・消失時刻及びイベント時刻を設定し、シナリオのタイムチャートでの表示を可能とする。

2.4.3 アセット設定機能等において設定可能な3次元モデルの種類追加

アセット設定機能又は図形設定機能において設定可能な3次元モデルの種類を追加すること。細部は、以下のとおりとする。

- a) 追加する3次元モデルのファイル形式は glb 形式とし、サイズは実寸、原点は配置点（陸上部隊であれば接地点、艦艇であれば喫水線）を基準とする。
- b) 追加する3次元モデルの種類は10種類程度とし、細部は官との調整によるものとする。
- c) 追加する3次元モデルは、シナリオ表示機能において表示再生を可能とする。

2.4.4 アセット設定機能等において設定可能な図形の追加

アセット設定機能及び図形設定機能において設定可能な図形として、矩形・立方体及び扇形並びに円柱・円錐を追加すること。細部は、以下のとおりとする。

- a) 追加する図形は、シナリオ表示機能において表示再生を可能とする。
- b) 追加する図形は、任意の地点に設定を可能とする。
- c) 追加する図形は、以下の設定を可能とする。
 - 1) 矩形・立方体は、幅、奥行、高さ、方位が設定可能であること。
 - 2) 扇形は、外側半径、内側半径、中心方位、角度が設定可能であること。
 - 3) 円柱・円錐は、上端半径、下端半径、高さにより設定可能であること。

2.4.5 アセット設定機能におけるアセットの種別への機関砲・レーザー砲の追加

アセット設定機能においてアセットの種別に機関砲・レーザー砲を追加するとともに以下の設定（基準）に基づきシナリオ表示機能において、機関砲・レーザー砲の表示再生を可能とする。

- a) 機関砲は、発射速度、発射間隔、発射数、軌跡表示時間、発射誤差（角度）、最大射程、及びシナリオ表示機能において機関砲弾の飛翔を表現する線の色、並びに任意の発射音等の設定を可能とする。
- b) レーザー砲は、攻撃設定において照射時間、及びシナリオ表示機能において発射されるレーザー光を表現する線の色、並びに任意の発射音等の設定を可能とする。

2.4.6 アセット設定機能におけるアセットの種別への基地・施設の追加

アセット設定機能においてアセットの種別に基地・施設を追加するとともに、以下の設定（基準）に基づきシナリオ表示機能において、基地・施設の表示再生を可能とする。

- a) 基地・施設は、任意の地点に任意の図形を設定可能とする。
- b) 設定した基地・施設毎に、それらの基地・施設に属する各種建造物について、任意の地点に任意の図形を設定可能とする。

2.4.7 アセット設定機能におけるアセットの種別へのレーダーサイトの追加

アセット設定機能においてアセットの種別にレーダーサイトを追加するとともに、以下の設定等（基準）に基づきシナリオ表示機能において、レーダーサイトの表示再生を可能とする。

- a) 任意の地点に任意の図形を設定可能とする。
- b) シナリオ表示機能において、目標とするアセットが探知可能となるレーダーの覆域が視覚的に判る表示を可能とする。表示にあたってはアセット設定機能において、あるRCSに対するレーダー探知距離、覆域の表示の有無、形状、色等を設定可能とし、各アセットに設定するRCS、高度から表示をする。

2.4.8 アセット設定機能におけるアセットの種別へのSAMサイトの追加

アセット設定機能においてアセットの種別にSAMサイトを追加するとともに、以下の設定等（基準）に基づきシナリオ表示機能において、SAMサイトの表示再生を可能とする。

- a) 任意の地点に任意の図形を設定可能とすること。
- b) シナリオ表示機能において、目標とするアセットが探知可能となるSAMサイトのレーダーの覆域が視覚的に判る表示を可能とする。表示にあたってはアセット設定機能において、あるRCSに対するレーダー探知距離、覆域の表示の有無、形状、色等を設定可能とし、各アセットに設定するRCS、高度から表示をする。
- c) シナリオ表示機能においてSAMの射撃可能な範囲が視覚的に判る表示を可能とすること。表示にあたっては、最大射程、表示の有無、形状、色等を設定可能とすること。

2.4.9 アセット設定機能における各アセットに対するRCSに関する設定の追加

アセット設定機能において、2.4.7 項及び 2.4.8 項を実現するにあたりRCSの設定の追加が必要なアセットへRCSを設定可能とする。RCSの設定機能を追加するアセットは、航空機、CMを基準とする。

2.4.10 イベント設定機能における攻撃設定への爆発音及び爆発表示の設定の追加

攻撃設定に爆発音及び爆発表示の設定を追加すること。細部は、以下のとおりとする。

- a) 爆発音は、攻撃により目標が消失したときに、設定した爆発音を再生を可能とする。
- b) 爆発表示は、ミサイル等が攻撃目標に会合したときに、火球を表示後一定時間で消える爆発表示のアニメーションの表示を可能とする。

2.4.11 イベント設定機能における種別への効果音の追加

イベント設定機能の種別に効果音を追加すること。細部は、以下のとおりとする。

- a) 設定した効果音は、シナリオ表示機能において、設定した任意のイベント時刻での再生を可能とする。

2.4.12 シナリオ構築機能へのHGV軌道作成機能及びHGV軌道編集支援機能の追加

シナリオ構築機能にHGV軌道作成機能及びHGV軌道編集支援機能を追加すること。細部は、以下のとおりとする。

- a) HGV軌道作成機能は、発射地点から着弾地点までの間の軌道を簡易的なアルゴリズムによって作成することを可能とする。軌道のデータは、以下を基準として作成すること。
 - 1) ブースト段階においては、既存の弾道軌道を生成するプログラムを使用し、軌道のデータを作成する。
 - 2) 指定の高度または距離に至った時点以降は、その時点での速度で滑空飛翔を開始するものとして軌道のデータを作成する。
 - 3) 滑空飛翔は、タイムステップに応じて目標方位や滑空高度などの条件と、最大耐荷重や最大迎角等の制約条件に基づき速度ベクトルを作成し、目標地点までの軌道のデータを作成する。
- b) HGV軌道編集支援機能は、HGV軌道作成機能により作成されたHGV軌道について、上面図及び側面図等により、設定した軌道の表示及び設定パラメータを視覚的に確認することを可能とする。シナリオ表示機能において、これらの表示再生を可能とする。

2.4.13 シナリオ構築機能への作戦フロー作成機能の追加

シナリオ構築機能に作戦フロー作成機能を追加すること。細部は、以下のとおりとする。

- a) 作戦の場面毎に場面名称、関連する部隊名称及び出力項目名や前後の場面との間で継承される項目の情報を整理した作戦整理表の作成を可能とする。
- b) 作戦整理表に基づいた作戦フローを自動作成可能とする。
- c) 自動作成された作戦フローについて、各場面の配置の編集、保存及び印刷を可能とする。
- d) 作戦フローの編集に基づいた、作戦整理表の自動更新及び表示を可能とする

2.4.14 シナリオ表示機能の改修

シナリオ表示機能に以下の機能を追加すること。

- a) ミサイル発射時等におけるミサイルの排気炎を表示する機能
- b) 3次元表示及び2次元表示において、ユーザーが指定した任意の地点をクリックして距離・方位を測定して表示する機能
- c) 地図データについて、自衛隊に関する施設の周辺3,702m四方を国土地理院のズームレベル18相当の水準まで詳細化する。詳細化する自衛隊に関する施設の数50を基準とし、場所については官との調整によることとする。
- d) ユーザーの指定により、陸地及び海上をモノクロ地図として単色で表示する機能。
- e) 海底地形を深度により彩色するとともに、陰影及び等高線を表示する機能
- f) 防空識別圏、領海及び排他的経済水域の表示について、ユーザーによる表示／非表示の選択及び線の色等の設定に基づいて表示する機能
- g) 任意の時刻に任意のアセット間に任意の時間だけアサインや通信等を示す関係線を表示する機能。
- h) レーダー等による彼我の探知のイベントの発生時に通信等を示す関係線を表示する機能

- i) 関係線の線種・太さ等の設定、表示時間、点滅間隔等を任意に設定する機能

2.4.15 航空機のバンク角度の自動計算機能の追加

以下の機能を追加すること。

- a) シナリオ表示機能において、バンク角度を考慮して航空機の3次元モデルを表示する機能
 b) バンク角度の数値は、シナリオ設定機能において設定した速度等の情報を元にバンク角度を計算した値又はシナリオ設定機能においてユーザーが入力した値を使用すること。

2.4.16 動作環境

プログラムが表1に示す性能以上のPCで正常に動作すること。

表1－動作環境

項目	性能
OS	Windows 11 Pro 64bit版
CPU	インテルCore i7
メモリ	64Gbyte
ストレージ容量	1TByte (OS等に使用される領域を含む。)
オフィスソフト	Microsoft Office Professional Plus
ディスプレイ解像度	1920×1080ピクセル

2.4.17 その他

- a) 要求事項に示される以外の既存の機能については、本役務によって損なわれることなく改修前と同様の機能を有し、同様の動作をすること。
 b) 改修前のプログラムを用いて作成したデータについては、すべて利用できること。

2.5 検討会

契約相手方は、本役務を適切かつ円滑に実施するため、下記の事項について官と調整の上、検討会を実施するものとする。なお、検討会を実施した場合は、議事録を作成後、官に提出し、官の承認を得るものとする。

- a) 実施計画全般に関する事項
 b) 要求分析、プログラム基本設計、プログラム実装及びプログラム確認試験に関する事項
 c) その他連絡調整事項

2.6 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること
 b) 前記a)の業務従事者が、ソフトウェア開発の知識を活用し、契約相手方の保有する独自の技術・ノウハウ等を利用したソフトウェア開発等の業務に従事した経験又は同等の能力を有すること
 c) 上記a)の業務従事者が、前記b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること
 d) 前記c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること

2.7 役務履行上の注意点

本役務は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.8 品質管理

- a) 本役務は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。
- b) 本契約の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、本契約の履行上必要となる資料等の閲覧又は貸出の支援を受けた場合、上記a)の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わないものとする。

2.9 役務履行上の疑義

契約相手方は、役務履行にあたり、疑義が生じた場合は、監督官の指示を受けること。

3 監督・検査

3.1 監督・検査の要領

監督及び検査は、本仕様書に基づき防衛計画課の支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

3.2 プログラム確認試験

契約相手方は、官の承認を得たプログラム確認試験手順書に基づいて試験を実施するものとし、試験の結果について官に報告し、承認を得るものとする。

3.3 監督・検査のための提出書類

契約相手方は、次の書類を防衛計画課の支出負担行為担当官等補助者に提出するものとする。また、契約相手方は、役務の履行に関して、下記に定める他、官との調整により、監督官及び検査官の求める資料の提出に応じなければならない。

3.3.1 作業実施計画書

契約相手方は、契約締結後速やかに、本役務に関する作業実施計画書を作成して官に提出し、承認を得るものとする。

3.3.2 基本設計書

契約相手方は、プログラムの実装前に、プログラムの実装に必要な基本設計書を作成して官に提出し、承認を得るものとする。

3.3.3 操作手順書

契約相手方は、プログラムの実装後に、操作手順書を作成して官に提出し、承認を得るものとする。

3.3.4 プログラム確認試験手順書

契約相手方は、プログラム確認試験前に、本ツールの正常動作の確認に必要なプログラム確認試験手順書を作成して官に提出し、承認を得るものとする。

3.3.5 プログラム確認試験結果報告書

契約相手方は、プログラム確認試験後に、試験の結果についてプログラム確認試験結果報告書を作成して官に提出し、承認を得るものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、**表2**に示す提出書類を提出し、官の承認を得るものとする。

表2－提出書類

番号	書類の名称	電子媒体 数量	提出期限
1	作業実施計画書	1式	契約後速やかに
2	基本設計書	1式	プログラム実装前
3	操作手順書	1式	プログラム実装後速やかに
4	プログラム確認試験手順書	1式	プログラム確認試験前
5	プログラム確認試験結果報告書	1式	プログラム確認試験後速やかに
6	議事録	1式	検討会実施後速やかに

4.2 納入品

納入品は、**表3**のとおりとする。

表3－納入品

番号	品名	電子媒体 数量	電子ファイル形式	提出期限
1	ソースプログラム (R7役務改修版)	2式※	—	納期までに
2	実行プログラム (R7役務改修版)			
3	基本設計書 (R7役務改修版)		MS-Office形式 及びPDF形式	
4	操作手順書 (R7役務改修版)			

※電子媒体は、CD-R又はDVD-Rとする。

4.3 貸付品

契約の相手方は、官側の保有する文書等を希望する時期に、官側が指定の場所で貸付けを受けてもよい。この場合、契約の相手方は、契約担当官等に申し出て貸付けを受けるための必要な指示を受ける。

表4 貸付品

番号	品名	電子媒体数量
1	令和6年度役務シナリオ構築支援ツール提出書類 (調達番号：情-I-043) ・提出書類一式（基本設計書等）	各1
2	令和6年度役務シナリオ構築支援ツールDISC #1 (調達番号：情-I-043) ・シナリオ構築支援ツール ・Cesium	
3	令和6年度役務シナリオ構築支援ツールDISC #2 (調達番号：情-I-043) ・タイルサーバー	
4	令和6年度役務シナリオ構築支援ツールDISC #3 (調達番号：情-I-043) ・地図データ（標高）	
5	令和6年度役務シナリオ構築支援ツールDISC #4 (調達番号：情-I-043) ・衛星写真（その1）	
6	令和6年度役務シナリオ構築支援ツールDISC #5 (調達番号：情-I-043) ・衛星写真（その2）	
7	令和6年度役務シナリオ構築支援ツールDISC #6 (調達番号：情-I-043) ・標準地図	

4.4 秘密保全

契約相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接に関わらず知り得た情報の管理に万全を期するとともに、別途利用及びその他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.5 情報保全

情報の保全は、次による。

- a) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**1.3項d)**情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- b) 契約相手方は第三者を従事させる場合を含め、サプライチェーン・リスクに対応し、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に定める特約条項並びに**IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）**に基づき行うものとするほか、官の指示に従うものとする。
- c) 上記**a)**の保護すべき情報の細部については、**表5**のとおりとする。

表5－保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。

4.6 著作権等

著作権及び著作者人格権については次の各号によるほか、**著作権法**による。

- a) 契約相手方は、本役務による成果物の作成に際して、第三者が有する著作権、著作者人格権、特許権等（営業秘密、ノウハウ等を含む。以下「著作権等」という。）を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 本契約において作成され、納品される成果物に対して、第三者が作成した文書の権利を侵害しているとして、官に対して何らかの請求・主張を行った場合、契約相手方は自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、発生する弁護士費用、関連するその他の費用及び損害賠償の責任はすべて契約相手方が負うものとする。
- c) 本契約において作成され、納入される成果物の著作権は、官に帰属するものとする。
- d) 本契約において作成され、納入される成果物の著作者人格権は、官及び官が指定する第三者に対して行使しないものとする。ただし、契約相手方が当該第三者に対して著作者人格権を行使しない範囲は、官との契約の下で、官が利用させる文書に限るものとする。
- e) 官又は官の指定する第三者により、本契約において作成され、納品される成果物を基に作成されたプログラム等について、契約相手方はいかなる責任をも負わないものとする。
- f) 官及び契約相手方は、**著作権法**の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4.7 官の支援

契約相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について官が認める場合、官の支援を受けることができる。

- a) 本契約の履行上必要となる資料等の閲覧又は貸出
- b) 官の保有する施設、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- c) その他必要と認めた事項

4.8 疑義事項

この仕様書について疑義が生じた場合は、官と協議するものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号											
	調 達 要 求 番 号	74号										
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年8月18日										
	作 成 部 課	整備計画局防衛計画課										
	作 成 年 月	令和7年8月18日										
品 名	シナリオ構築支援ツールの改修											
仕 様 書 番 号												
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後の具体的政策・運用構想</td> <td>防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報</td> <td>官との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p>					保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考									
今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。										